

施設利用料金改定のお知らせ

平素より倉敷市玉島文化センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、近年の光熱水費の上昇や整備費及び維持管理費の増加に伴い、施設利用料金の改定を行わざるを得なくなりました。令和7年4月1日以降の利用許可分から、倉敷市が策定した「公共施設の使用料のあり方に関する基本方針」に基づき、施設利用料金を別紙のとおり改定させていただきます。(付属設備利用料金については変更ございません。)

- ※1 令和7年3月31日までに「倉敷市文化施設利用許可申請書」を提出し、利用許可を受けた場合は、改定前の施設利用料金が適用されます。
- ※2 仮予約及び利用料未納の場合、利用許可はしておりません。令和7年3月31日までに施設利用料金の入金がない場合は改定後の施設利用料金が適用されます。
- ※3 令和7年3月31日までに利用許可を受けていても、4月1日以降、利用の変更をされた場合は、改定後の施設利用料金が適用されます。

今後とも皆様によりよい施設をご提供できるよう、スタッフ一同努めてまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年1月27日

倉敷市玉島文化センター